

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

サンモールで消費生活パネル展を実施しました！

5月14日（土）ショッピングセンターサンモール1階タワーコートにおいて、恒例になりました「消費生活啓発パネル展」を開催し、多くの来場者で賑わいました。しっかりさんゲームでは、たくさん子ども達が楽しみながら消費生活について学び、来場者は熱心に展示パネルやパンフレット等をご覧になっていました。また、2階の特設ブースでは「出張消費生活相談会」を開催し、相談者の様々な悩みに親切丁寧に対応しました。



週末出張消費生活相談会

- 日 時 6月11日（土）
午前9時から午後4時
○場 所 干潟公民館2階第3会議室

平日ご都合がつかない方や、「消費生活センター（青年の家）までは遠くて」という干潟地区の方など、是非この機会にお気軽にご相談ください。

「借金の悩み」相談会

- 日 時 7月2日（土）
午前10時から午後4時
○場 所 旭中央病院
1階入退院センター待合室

「借金の返済が厳しい」「返済を続けているが、債務が減らない」といったお悩みがある方、弁護士と社会福祉士が無料で相談に応じます。

※要予約

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました No.19 ～高齢者を狙った健康食品の送りつけ～

相談内容

80代の方が、新聞広告に載っていた健康食品をお試しのつもりで1セットだけ注文したところ、1ヶ月後に注文をしていない別の健康食品が送られてきた。注文した覚えがなかったため、放置していたが請求書が届いたため、しかたなく支払ってしまった。今後もこのようなことが続くのか心配である。どうすればよいのか。



センターの対応

まず、相談者から契約に至る経緯をよく確認したところ、今後届いた商品については支払う義務はないと判断できたため、「継続して契約する意思はなく、今後同様に商品を送られた場合も支払はしない」といった内容のハガキを特定記録郵便で出すよう助言しました。後日、センターより業者へ架電し、ハガキの内容について業者が了解したことを確認しました。

トラブル防止のポイント!!

- このようなケースは、本人が一回だけのつもりでも業者が巧みに話し、複数回や年間契約扱いになってしまっていることが多くあります。電話等による口頭での注文の場合は「1個だけ」や「今回1回分のみ」ときちんと強調し、契約書等がある場合は、その内容をよく確認してから契約しましょう。
- 電話などで一方的に商品などを送ると言われたら、「いりません!」とはっきり断りましょう。
- 事前に電話もなく勝手に送りつけられた場合は、届いた日から14日間は使用したり開封はせず、そのまま保管してください。14日間経過すれば自由に処分できます。また、商品の引き取り請求をした場合は、請求した日から7日間経過すれば同様に処分することができます。
- 料金を支払ってしまうと、取り返すのは非常に困難です。強く請求されても受け取っただけでは「売買契約」は成立していないので、勝手に送りつけられた場合は絶対に支払わないようにしましょう。

☆送りつけ商法は特に高齢者の方を狙っています。何かありましたらお気軽に消費生活センターへご相談ください。

※過度な効果を期待して、健康食品を過剰摂取しないよう注意しましょう。